

**京都府議会基本条例の検証に係る
結果報告書**

**平成31年3月
政策調整会議**

目 次

1 検討に至る経過

(1) 村田議長からの議会改革の取組に関する諮問	1
(2) 平成29年度における検討の経過	1
(3) 「京都府議会基本条例の検証」に係る検討	3

2 政策調整会議における検討の経過

(1) 検討委員	3
(2) 検討の経過	3

3 検討結果

(1) 議会基本条例の検証の意義	4
(2) 検証方法	4
(3) 検証結果	7
ア 議会基本条例の検証による評価結果（総括）	7
イ 条例改正の必要性の検討結果	9
ウ 全条文の検証結果（詳細）	11

〈参考資料〉

資料 1 京都府議会における議会改革の取組状況等	30
資料 2 全国都道府県議会の議会基本条例での災害対応条項の規定状況	41

1 検討に至る経過

(1) 村田議長から議会改革の取組に関する諮問

京都府議会では、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、開かれた議会や政策提案機能・監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取組を実施してきたところである。

議会改革に終着点はなく、これまでの取組の成果を確かなものとし、更に発展させながら府民の信託に応え、府議会の権限を最大限に發揮していくためには、議会改革に関し、不断の検討を行うことが求められている。

平成29年7月3日、村田議長から議会運営委員会に対し、府民の期待や時代の要請に応じた議会改革の課題として、次の3つの事項の実施検討について諮問が行われた。

- I 選挙権年齢の引下げに応じた、未来を担う若者にとって府議会を身近なものとする広報広聴活動の実施検討
- II 府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討
- III 政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、政務活動費の成果・使途に関する府民への情報の提供のあり方の検討

(2) 検討の経過

ア 小委員会及び作業部会の設置

村田議長からの諮問を受けた議会運営委員会においては、平成29年7月4日、Iの諮問項目については広報広聴会議において検討を行うこと、IIの諮問事項については議会運営委員会に委員12名で構成する議会改革検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置して検討を行うこと及びIIIの諮問事項については理事調整会議において検討を行うことが決定された。

併せて、IIの諮問項目のうち情報通信機器の使用など情報化に関する技術的事項については、小委員会の委員5名で構成する作業部会を小委員会に設置して調査研究を行うことが決定された。

イ 検討の経過

平成29年7月4日に開催された初回の小委員会において、秋田公司委員が委員長に選任された。

平成29年9月29日、小委員会では、IIの諮問項目に関し、諮問の趣旨に応えるための具体的検討項目（論点）として、次の①から④までの項目を選定した。このうち、④の検討項目については、先行する作業部会での検討状況を踏まえ、作業部会で調査研究を行う項目とした。

- ① 議員提案条例等による積極的な政策立案の推進
- ② 議会基本条例の検証
- ③ 委員会における政策提案・提言機能の強化
- ④ 【作業部会関係】議会の情報化による審議の充実等を通じた政策提案・提言機能強化

以来、平成29年度に計10回の小委員会の討議により、上記①～③の検討項目に関し検討を行い、次の3項目について、平成30年3月9日に議会運営委員会委員長から村田議長あて答申が行われた。

① **議員提案条例等による積極的な政策立案について**

政策条例に関する調査研究を能動的に実施し、その成果を議員提案条例による政策立案につなげられるよう、政策調整会議の目的を拡大してはどうか（通常時における調査研究機能の目的への追加）。

② **議会基本条例の検証について**

政策調整会議において、定期的（1期4年や2期8年ごと）に検証を行うこととし、初回検証を、平成30年度（条例制定から2期8年のタイミング）に実施してはどうか。

③ **委員会における政策提案・提言機能の強化について**

委員会の政策提案・提言機能を高める手段・あり方について、さらに検討を行うこととし、平成30年度において、具体的な実施方法など、議論を深めてはどうか。

(3) 「議会基本条例の検証」に係る検討

平成30年3月9日の上記答申を踏まえ、②の項目について、平成30年度に検証を行うことについて、理事調整会議から政策調整会議に対し、議会基本条例の検証（条例改正の必要性の検討を含む。）を実施するよう、要請があった。

なお、条例改正の必要があるときは、条文案も検討することとされた。

2 政策調整会議における検討の経過

(1) 検討委員（政策調整会議委員5名）

- 座長 渡辺 邦子（自民）
- 委員 四方 源太郎（自民）、成宮 真理子（共産）、岡本 和徳（府民）、諸岡 美津（公明）

(2) 検討の経過

平成30年5月17日、理事調整会議からの「議会基本条例の検証」に係る検討の要請を受け、以来、計10回にわたる検討を行い、この報告書を取りまとめたものである。

- H30. 6. 28 第1回 検証方法の協議
- H30. 7. 5 第2回 検証方法の協議・確認
- H30. 9. 27 第3回 検証・評価（1）
- H30. 10. 31 第4回 検証・評価（2）
- H30. 11. 26 第5回 検証・評価（3）
- H30. 12. 11 第6回 条例改正の必要性検討（1）
- H31. 1. 30 第7回 条例改正の必要性検討（2）／まとめ協議（1）
- H31. 2. 15 第8回 条例改正の必要性検討（3）／まとめ協議（2）
- H31. 2. 19 第9回 まとめ協議（3）
- H31. 2. 22 第10回 まとめ協議（4）・確認

3 検討結果

(1) 議会基本条例の検証の意義

平成22年12月16日に可決・成立し、同月24日公布・施行された京都府議会基本条例（平成22年京都府条例第44号）は、議会が府民の信託に応え、議会の権能が最大限に発揮できるよう、それまでの様々な議会改革の実績を基盤に、更なる議会の権能の発展及び機能の確立を目指して制定された、京都府議会における議会運営の基本となる事項を定める条例である。

平成30年度は、議会基本条例の制定後、2期8年という区切りの年度となることも踏まえ、府議会としては、条例制定当時の府議会が意図したように、この間、しっかりと、この議会基本条例に基づいて、行動と責任を適切に果たしてきたかどうかを検証することとした。

政策調整会議は、その検証の任を受けた府議会の機関として、議会基本条例制定以後2期8年の府議会の具体的な活動実態に基づき、この間の達成度（成果）とプロセス（過程）を、府民視点から総合的に評価し、公表することで、今後の府議会における更なる議会改革の取組につなげ、議会の機能をいっそう強化したいと考えるものである。

(2) 検証方法

議会基本条例の具体的な検証方法については、次のとおりとすることとした。

ア 実施主体

議会基本条例の制定以来、はじめての検証を行うものであることを踏まえ、まずは、府議会による自己評価として行うこと。

イ 実施対象

全条文を対象とすること。

ウ 評価の基準

次の基準により、評価を行うこと。

(ア) 議会基本条例制定以後2期8年における府議会の具体的な活動実態に基づき評価すること。

(イ) 検証結果についての府民理解の促進と今後の検証との比較容易性の観点等から、原則として、5段階の数値を用いた評価（以下「5段階評価」という。）を条項ごとに行い、そのように判断した理由（当該判断理由に係る具体的な活動実態を含む。）を明らかにすること。

(ウ) 5段階評価になじまないと認めるときは、その旨を明らかにすること。

(エ) 評価には、委員の述べる意見を付すことができること。

(オ) 5段階評価は、次の基準によること。

a 数値は、「府民視点から、次のように認められる」と評価したことを意味することとする。

「4」「5」…十分にできている。
(「5」は「達成度」が特に高い場合に選択)
「3」…概ねできている。
「2」…不十分であり、努力が必要
「1」…できていない。

b aの「できている」「できていない」等の判断は、(ア)の府議会の具体的な活動実態に基づき、「達成度（成果）」と「プロセス（過程）」を総合的に評価することで行うこととする。

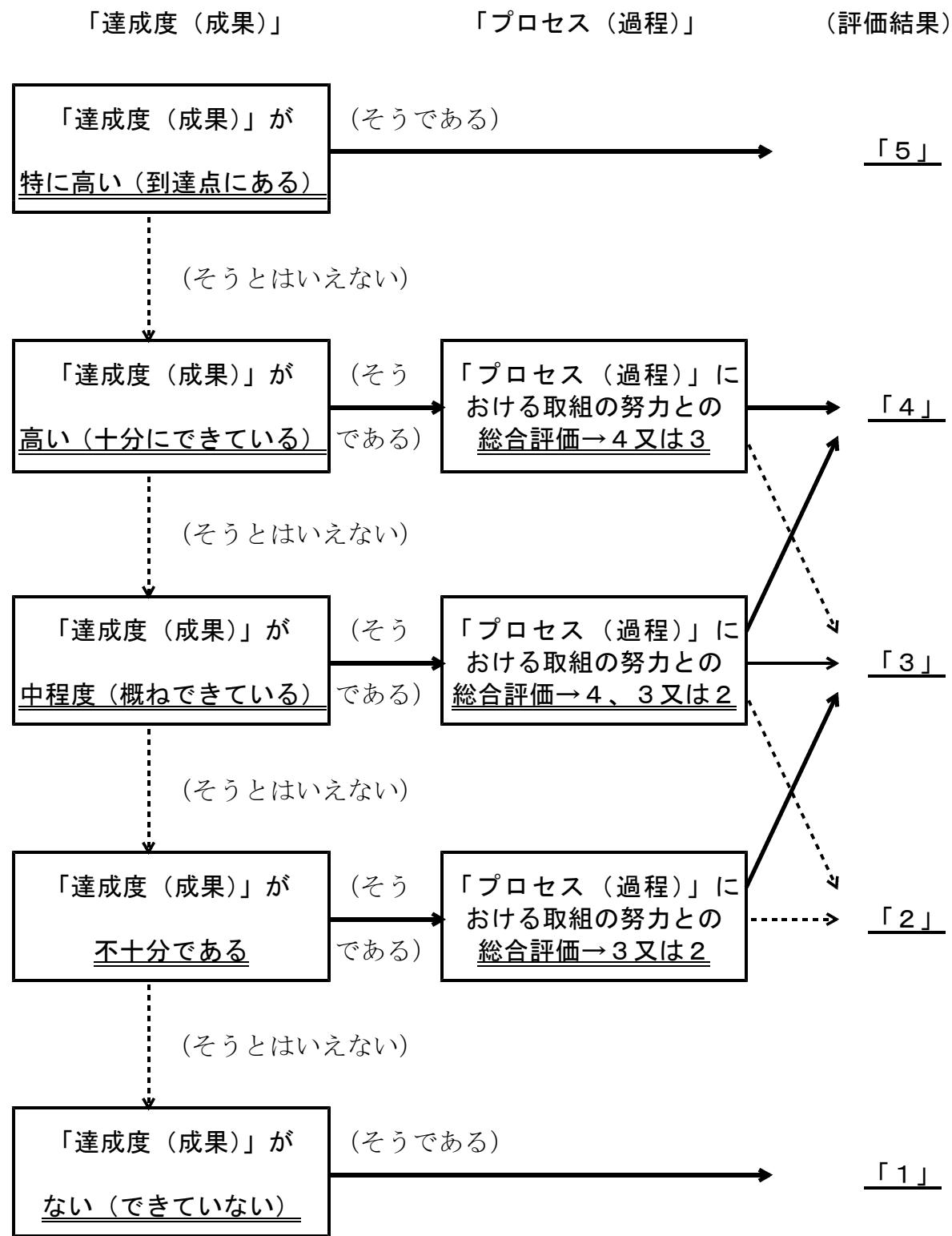
(カ) 社会情勢の変化等により、条文そのものの見直し・追加等の必要性があると判断する場合には、条文案を検討し、作成すること。

○京都府議会基本条例

(条例の見直し)

第26条 議会は、社会情勢の変化、府民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

<別添：「5段階評価」のイメージ>



(3) 検証結果

ア 議会基本条例の検証による評価結果（総括）

議会基本条例に定められた各規定に基づく責務を、府議会が果たしてきたかどうかについて、議会基本条例制定以後、平成30年度までの2期8年間の具体的な府議会の活動実態に基づき検証した結果については、次のとおりである。（「その他」と評価したものと除く、15条23項目の評価結果）

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
「その他」：評価になじまないなど

(ア) 「5」と評価・・該当なし

(イ) 「4」と評価・・次の5項目について評価（詳細は、ウのとおり）

- 参考人制度等の積極的活用（9条2項）
 - ・毎月常任委員会及び特別委員会での参考人招致 等
- 委員会運営一般（17条）
- 意見書、決議等による議会の意思の発信（19条）
- 必要な調査研究の実施（20条1項）
 - ・常任委員会・特別委員会による管内外調査、海外調査 等
- 議会改革の取組（22条1項）
 - ・議会改革の取組状況等（参考資料1（p.30～）参照）

(イ) 「3」と評価・・次の12項目において評価（詳細は、ウのとおり）

- 府民参画の機会の確保（8条3項）
- 府民への積極的な情報提供（9条1項）
- 透明性の向上（10条1項）
- 様々な手法の活用による、府民等が利用しやすい府議会の環境の整備（10条2項）
- 審議に関する資料の請求等（14条）
- 必要に応じた調査研究機関の設置（20条2項）
- 会議における審議の充実等を通じた議会の機能の強化（22条2項）
- 他の地方議会等との連携（22条3項）
- 議会事務局の機能・体制（23条）
- 議会図書館の機能（24条）
- 議会基本条例の尊重（25条）
- 議会基本条例の見直し（26条）

(ロ) 「2」と評価・・次の6項目において評価（詳細は、ウのとおり）

- 請願・陳情の処理・審査（9条3項）
- 点検・監視等を行った場合の知事等への措置要求（12条2項）
- 政策提言・提案の実効性担保のための知事等への要請（13条3項）
 - ・決算・予算の審査を踏まえた知事への「意見・提言」等
- 議員提案条例の制定等、積極的な政策立案（13条1項）
 - ・歯と口の健康づくり条例（H24）、交通安全基本条例（H26）等
- 知事等に対する政策提言・提案の実施（13条2項）
- 審議の充実（委員間討議等）（18条）
 - ・議会改革検討小委員会において、手段・あり方を検討（H30）

(オ) 「1」と評価・・該当なし

イ 条例改正の必要性の検討結果

アによる議会基本条例の検証に当たっては、理事調整会議からの要請に応じ、条例改正の必要性の検討を含めて検討を行ったが、今回、改正を行わないことで各派の意見が一致した。

なお、その検討内容は、以下のとおりである。

(ア) 「災害対応条項」新設の必要性の検討結果

近年、全国の都道府県議会の中には、議会基本条例の制定に当たり、又は議会基本条例を改正し、大規模災害等の発生時における議会の基本的役割を定める条項（以下「災害対応条項」という。）を設けることとした議会がある（10道県議会。参考資料2（41ページ）参照）ことから、府議会においても、議会基本条例を改正し、災害対応条項を新設する必要があるかどうかを検討した。

その結果、災害対応条項で定められているような内容は、府議会においても重要であるとした上で、その内容が既に具体的に活動指針に定められ、適切に運用されている中では、敢えて議会基本条例に定める積極的理由はないとの意見が多数となり、今回、改正を行わないことで各派の意見が一致した。

（委員意見）

- ・ この8年間を見ても、大規模災害等が相次ぎ、府議会としても被害状況の早期把握・早期対応が求められる時代になってきたことを踏まえると、災害時の府議会の基本的役割や活動の考え方等を整理し、具体的な体制、手順や方法等を決めておくことは非常に重要である。
- ・ 一部議会が議会基本条例に定めている災害対応条項の内容としては、府議会は、既に具体的に「大規模災害時における京都府議会活動指針」を定め（平成27年12月）、さらに運用マニュアルを作成して、適切に運用している。その中では、条例改正を行ってまで、議会基本条例に災害対応条項を設けておく積極的理由がないのではないか。
- ・ 仮に災害対応条項を議会基本条例に定めるとしても、具体的な府議会の活動実態に即した検証・評価の対象にはなじまない条項（理念的規定）となるように思われるが、今後の検証で「評価になじまない」となるような規定は、設ける意義に乏しい。そうであれば、前文に災害対応の理念となる記載をする案も考えられるのではないか。
- ・ 各派で一致できるのであれば、条例を改正し、他県議会の事例のような災害対応条項を定めてもよいのではないか。
- ・ 必要なのは、議会基本条例に災害対応条項を設けるかどうかという点ではなく、災害対応の内容としてどうかという点であり、必要に応じて、指針の内容や災害対応策そのものを充実させることの方が重要ではないか。

(イ) その他の検討結果

平成30年度までの2期8年間の具体的な府議会の活動に基づいた条例検証の中では、今期において、条例改正の必要性があると判断される事項はない旨、各派の意見が一致した。

引き続き、府議会や議員一人一人が、現行条例の各規定に基づく役割を適切に發揮するため、一層努力し、資質の向上を図る必要があると考える。

(ウ) 今後の課題について

議会基本条例第26条においては、条例の見直し規定として「議会は、社会情勢の変化、府民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする」旨を定めており、次期以降も、同条に基づく「条例の見直し」に係る検証作業を行う必要があるので、次の委員意見の内容を申し送ることとする。

-- (委員意見) --

- ・ 次期以降においても、今回と同様、制定当初の検討経過を踏まえつつ、(ア)の災害対応に係る論点も含めて、社会情勢の変化等に応じ、府民に分かりやすく適切に説明責任を果たすという観点で、理念的規定も含めた全条文の検証を行う必要があると考えられること。
- ・ 前文で述べられた理念や条文の意義を議員一人一人が十分に理解し、府民に説明できるようにすることが重要。そのためには、例えば、前文の5行目 (p. 11) には「地方自治の本旨の具体化、眞の地方自治の確立に向けた」とあるところ、同じ前文の下から2行目 (p. 11) では「地方自治の本旨の実現、眞の地方自治の確立を目指して」として、「地方自治の本旨の『具体化』」の部分が「地方自治の本旨の『実現』」と表現されていたり、さらに第2条 (p. 11) では「地方自治の本旨の具体化及び京都府の健全な発展が保障された眞の地方自治の確立を目指す」として、表現が「地方自治の本旨の『具体化』」に戻っているほか、「眞の地方自治の確立」の前には、前文の上記の2箇所には付されていない「京都府の健全な発展が保障された」がこの部分にだけ付されている等、文言の表現が異なる部分の考え方を整理することも今後の課題であると考えられること。
- ・ 今後、条例改正の議論を進める場合には、改正内容に応じて、府民等の意見の聴取が必要であると考えられること。

ウ 全条文の検証結果（詳細）

章区分等	条 文	評 価	評価の理由及び委員意見等
前文	<p>京都府議会は、住民自治の原則にのっとり、府民の信託にこたえ、府民福祉の増進を目指し、議会と知事による二元代表制の下、知事その他の執行機関と緊張感を持ち、かつ、真摯な態度で臨む関係を保ちながら、京都府の責任ある運営を担っている。</p> <p>今、地方自治を巡っては、地方自治の本旨の具体化、真の地方自治の確立に向けた様々な取組が展開され、地域の課題は地域自らが考え、判断し、決定するという、自主的かつ自立的な住民自治の原則に基づく団体自治の運営がこれまで以上に求められる重要な時にある。</p> <p>京都府議会は、これまでから、府民を代表する合議制の機関としての権能が最大限に発揮できるよう、様々な取組を進め、また、自らの改革に努めてきた。</p> <p>ここに、これまでの取組や改革の成果を確かなものとし、更に発展させ、地方自治の本旨の実現、真の地方自治の確立を目指して府民の信託に全力を挙げてこたえていくことを決意し、この条例を制定する。</p>	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文で述べられた理念を議員一人一人が十分に理解し、今後の議会改革に生かしていくことが必要 ・前文で述べられた理念を議員一人一人が十分に理解し、その内容を府民に説明できるようにするため、例えば、文言の用法を改めて整理するなど、議会基本条例の内容をもう少し分かりやすくするための見直しを必要に応じて行っていくことが今後の課題ではないか。 (以下全文について同じ)
第1章総則	(目的) 第1条 この条例は、京都府の運営における京都府議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会及び京都府議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、府民と議会との関係、議会と知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係その他議会の基本的な事項を定めることにより、議会と知事の二つの機関による府の運営において、議会の権能を最大限に発揮しながら、府民の信託にこたえ、議会の権能の発展及び議会の機能の確立を目指し、もつて府民福祉の増進及び京都府の発展を図ることを目的とする。	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議会改革に生かしていくことが必要
	(基本理念) 第2条 議会は、民主的にして能率的な府政の推進並びに国及び市町村との間の基本的関係の確立を図りながら、地方自治の本旨の具体化及び京都府の健全な発展が保障された真の地方自治の確立を目指すものとする。	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議会改革に生かしていくことが必要
<p>凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択） 「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。 「その他」：評価になじまないなど</p>			

章区分等	条 文	評 価	評価の理由及び委員意見等
第2章 議会及び 議員の活動の原則	(議会の使命) 第3条 議会は、府民から信託された議員によって構成される府民の代表機関として、府民の意思を的確に把握し、その反映を図りつつ必要な意思決定を行うことにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議会改革に生かしていくことが必要
	(議会の活動の原則) 第4条 議会は、府民の意思の的確な把握、府民への積極的な情報の提供等に努めることにより、議会の透明性の向上及び府民の信頼の確保に努めなければならない。 2 議会は、府政が抱える課題及び知事等の事務事業の執行状況等を踏まえながら、機動的かつ能動的な活動に努めるものとする。	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議会改革に生かしていくことが必要
	(議員の使命) 第5条 議員は、府民から信託された府民の代表として、府民全体を考え、府民の多様な意見を把握し、府民の意思を的確に府政に反映させ、府民に説明することにより、府民福祉の増進及び京都府の発展に取り組むことをその使命とする。	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定かつ議員の責務を定める規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議員活動に生かしていくことが必要 ・特に、議員個人の説明責任については、府民に理解いただけるための一層の努力と工夫が必要
	(議員の活動の原則) 第6条 議員は、府民の信託にこたえるため、府民の意思及び府政が抱える課題を的確に把握し、積極的に政策の提案及び提言を行うとともに、府及び議会の情報の積極的な提供に努めなければならない。 2 議員は、府民の信託を受けた、社会的、倫理的な責任を負う立場にあることに鑑み、識見を持った議員としての活動を行うとともに、不斷の研さんを努めなければならない。	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定かつ議員の責務を定める規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議員活動に生かしていくことが必要 ・特に、議員個人の説明責任については、府民に理解いただけるための一層の努力と工夫が必要
	(会派) 第7条 議員は、議会の活動を円滑に行うこと等のため、会派を結成することができる。 2 会派は、会派活動を通じて、会派及び所属議員の政策能力の向上に努め、積極的な政策の立案及び提言に努めなければならない。 3 会派は、会派間の協議、調整等を行うこと等により、円滑かつ効率的な議会の運営に努めるものとする。	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定かつ会派の責務を定める規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の会派活動に生かしていくことが必要 ・会派の責務についても、議員と同様に、一層の努力と工夫が必要

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
 「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
 「その他」：評価になじまないなど

章区分等	条文	評価に係る府議会の活動実態	評価	評価の理由及び委員意見等
第3章 府民と議会	(府民と議会との関係) 第8条 議会は、府の意思決定機関として、府民の意思を府政に反映させるとともに、府民の信託にこたえること等の活動を展開することに努めなければならない。 2 議会は、府民に対して、府の意思決定機関としての活動等議会活動に関して説明する責務を有する。	—	その他 (評価になじまない)	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議員活動に生かしていくことが必要
	3 議会は、府民の多様な意見を把握するための場の設置など、府民が議会の活動に参画できる機会を確保することに努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・出前議会(常任委) ・請願・陳情（〃） ・出前高校生議会 ・大学生座談会 ・こども議会（執行部と共に） ・政策条例制定時のパブリックコメントの実施 	「3」	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴会議による取組は、課題を踏まえた新しい取組への努力など、概ねできている。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・出前議会の参加者は関係者がほとんどであり一般府民の参加が増えるよう努力が必要 ・請願について、委員会での請願者による説明の機会が確保できていないが、市町村議会では請願者による陳述ができるようになったところもあり、府民参画の機会として陳情の審議のあり方も含め、改善・努力が必要 ・府民参画の機会の付与が不十分であるとの指摘もあり、更なる努力が必要 ・府民参画の機会が確保できているかどうかについて、府議会と実際の府民の意識の隔たりをなくす努力も必要 ・府民参画の機会が付与されると府民に感じていただけるように努めることが必要
	(広報広聴機能の充実と府民の意見) 第9条 議会は、その活動に関し、多様な媒体を活用するなど、府民に対する積極的な情報の提供に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・府議会cafe ・府議会だより ・府議会HP、SNS ・本会議・委員会の中継（スマホ対応、質問項目表示等） 	「3」	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴会議による取組は、課題を踏まえた新しい取組への努力など、概ねできている。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の府民への伝わり方をいっそう意識した広報に努めることが必要 ・議会だより等により広報をした結果、実際に、府民にどれだけの情報が伝わっているのかという成果の把握が必要 ・議会だよりの情報量の検討が必要 ・府議会cafeは、審議の活性化の観点から「テレビ常任委員会」に戻す検討も必要
	2 議会は、参考人制度、公聴会制度等を積極的に活用すること等により、多様な府民等の意見の把握に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人制度（常任委（毎月常任）、特別委） 	「4」	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月常任委員会及び特別委員会においては、参考人制度を積極的に活用しており、十分にできている。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・SNSは広報だけでなく、広聴への活用の検討が必要 ・多様な府民意見を把握していく方法の検討等が更に必要
	3 議会は、請願及び陳情が提出されたときは、誠実かつ適切な処理及び審査を行わなければならぬ。	<ul style="list-style-type: none"> ・請願・陳情の処理 ・審査（常任委） 	「2」	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・大量の請願がなされ、採決件数と大きく隔たっている現状の処理・審査のあり様について、概ねできていると評価する意見もあるが、意見が分かれしており、今後の検討の必要性を指摘する趣旨により、不十分であり、努力が必要であるとする。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・大量請願の処理・審査のあり方について検討が必要 ・請願について「誠実かつ適切な処理及び審査」は実施されている。 ・請願者の説明機会が確保されていない等「誠実かつ適切な処理及び審査」になっていない。

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
 「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
 「その他」：評価になじまないなど

章区分等	条文	評価に係る府議会の活動実態	評価	評価の理由及び委員意見等
第3章 府民と議会	(透明性の向上) 第10条 議会は、情報の積極的な提供、本会議及び委員会等の会議の公開、論点を明確にした審議の充実等の取組を推進することにより、その活動に関する透明性のより一層の向上に努めるものとする。	・広報一般 ・本会議・委員会の公開 ・北部・南部議会 ・分かりやすい議会運営（H27年度議会改革の取組）	「3」	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・北部議会や南部議会の取組も含め、本会議・委員会の府民への公開が推進されており、概ねできている。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営について、府民に分かりにくい点があれば、透明性の観点から課題があるので、そのようなことがないよう、透明性の向上に一層の努力が必要 ・引き続き会議の一層の公開の推進が必要 ・議会の役職が会派所属議員数による比例配分とされていないことは、透明性の観点から府民に分かりにくい。
	2 前条第1項及び前項の取組の実施に当たっては、様々な手法を活用しながら、府民等が利用しやすい環境の整備を図ることにより、その実効性の確保に努めるものとする。	・SNS、インターネットの活用 ・議会だより（点字版・文字拡大版・音声版）の発行 ・手話通訳 ・傍聴のための託児サービス	「3」	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体の活用・傍聴環境の整備など、だれもが利用しやすい環境整備が推進されており、概ねできている。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・SNSの有効な活用が十分にできているかという点など課題あり。 ・インターネット中継を視聴するには、府議会の配信ページに直接アクセスする方法しかなく、議員がスマートフォンやタブレット端末を活用し、SNS（フェイスブック等）上で配信動画を拡散できないシステムであることは課題であり、府民等が動画を視聴しやすい環境の整備が必要 ・様々な手段・方法を有効活用し、府議会が府民に身近なものとなるよう努力が必要
第4章 議会と知事等	(議会と知事との関係) 第11条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事の権能との違いを認識し、かつ、知事の役割を尊重しつつ、緊張感のある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に發揮し、共通の目標である府民福祉の増進に努めなければならない。	—	その他 (評価になじまない)	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議員活動に生かしていくことが必要 ・議会が執行部へのチェック機能を果たすには、執行部から一層の情報提供等が必要
	(事務事業等の点検、監視及び評価) 第12条 議会は、知事等が執行する施策及び事務事業について、点検、監視及び評価を行う責務を有する。	—	その他 (評価になじまない)	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、今後の議員活動に生かしていくことが必要
	2 議会は、前項の点検、監視及び評価を行った場合において、必要があるときは、知事等に対し、適切な措置及び対応を講じることを求めるものとする。	・知事等への「意見・提言」（予算・決算特別委） ・予算措置状況報告要求	「2」	<ul style="list-style-type: none"> ○評価の理由 <ul style="list-style-type: none"> ・知事に求めるべき「適切な措置・対応」を記載することとなっている「意見・提言」の現状は、記載内容が不十分であり、努力が必要である。 ○委員意見等 <ul style="list-style-type: none"> ・決算審査を9月定例会に前倒しし、決算審査の結果を「意見・提言」にまとめ、予算の措置状況報告を知事に求めるという仕組みそのものは、議会の点検・監視等の機能を強化するものとして評価 ・「意見・提言」で①書面審査での詳細な議論が大雑把にまとめられており、内容を見ただけでは理解されない②適切な意見であっても少数意見の場合は省略されてしまうことが課題

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
 「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
 「その他」：評価になじまないなど

章区分等	条文	評価に係る府議会の活動実態	評価	評価の理由及び委員意見等
第4章 議会と知事等	(政策の提言及び提案) 第13条 議会は、議員提案による条例の制定等積極的な政策の立案を行うものとする。	<議員提案条例> ・京都府歯と口の健康づくり条例制定(H24) ・京都府交通安全基本条例制定(H26) ・宇治茶条例(仮称)の検討(H30) <知事提案議案の修正> ・実績なし	「2」	<p>○評価の理由 ・議員提案条例による政策立案の実績は評価できるが、「積極的」な政策立案を求めているという議会基本条例の趣旨に鑑み、不十分であり、努力が必要である。</p> <p>○委員意見等 ・各任期中、1ないし2本の議員提案による政策条例を作成していることは評価できるが、いずれも理念や政策の方向性を定める条例であることも踏まえ、「積極的な」政策立案とまでは評価できない。 ・知事提案の議案の修正実績がない。 ・積極的な政策立案には、議案提出権を有する議員一人一人が積極的に意見を出すようにするなど、一層の努力が必要</p>
	2 議会は、知事等に対し、審議、決議等を通じて、政策の提言及び提案を行うものとする。	・知事等への「意見・提言」(予算・決算特別委) ・決議による提言(森林環境税) ・委員会の政策提案 ・提言機能を高める手段・あり方の検討(H30年度議会改革の取組)	「2」	<p>○評価の理由 ・予算・決算審査に係る「意見・提言」には課題があり不十分であり、努力が必要である。(第12条第2項の評価を参照)</p> <p>○委員意見等 ・委員会の審議を通じた政策の提言・提案については実績がなく、本会議での決議による府の施策への提言実績も一部あるものの、全体としては、政策提言・提案といえるものは少なく、努力が必要 ・議会が執行部への政策提言・提案機能を果たすには、執行部から一層の情報提供が必要 ・決算審査に係る「意見・提言」については、予算措置状況報告も求めているが、それだけではなく次の決算につなげる努力が必要 ・平成30年度の議会改革検討小委員会においては、議会改革の検討課題として、政策提案・提言機能を高めるための委員会のあり方が検討されている現状あり。</p>
	3 議会は、議会としての政策の提言及び提案を行ったときは、知事等に対し、その趣旨を尊重するよう求めるものとする。	・予算措置状況報告要求 ・決議による提言(森林環境税)を踏まえた府税条例の改正等	「2」	<p>○評価の理由 ・知事等への政策提言・提案は、専ら、予算・決算審査に係る「意見・提言」に係るものといえるが、当該求める「意見・提言」の記載内容を「不十分」(第12条第2項の評価を参照)と評価していることを踏まえると、課題がないとは言えないことから、不十分であり、努力が必要である。</p> <p>○委員意見等 ・議会として政策の提案・提言を行ったときは、その趣旨を尊重するよう知事等に求めており、知事等も尊重いただいていると考えられるので、その点は評価 ・知事等に対し政策提言・提案し、その趣旨を尊重するよう求めるることは重要であるが、その求める政策提言・提案の内容が特に重要</p>

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
「その他」：評価になじまないなど

章区分等	条文	評価に係る府議会の活動実態	評価	評価の理由及び委員意見等
第4章 議会と 知事等	(審議に関する資料の請求等) 第14条 議会は、議案等の審議の充実を図るために、必要に応じ、知事等に対し、当該審議に關係する事項について、資料の提出、説明等を求めるものとする。	・委員会における資料の請求は、正副委員長協議において取扱いを協議の上、対応 ・委員会配付資料のうち主な報告事項に係るもの（中間案等）は理事者から事前配布（H17.9定～）。その他の配付資料も含めて当日机上配付	「3」	<p>○評価の理由 ・委員会として資料の請求をした際には、必ず資料が提出されており、実効性のある資料請求をすることができていると評価でき、概ねできている。</p> <p>○委員意見等 ・請求する資料だけでなく、委員会配付資料の取扱いについても、審議の充実を図る観点からの見直しが必要となれば、改善を求めていくことが必要 ・資料請求が、その後の審議の充実にどう生かされたのかを把握することが必要 ・委員会の審議時間が限られている中、委員会の配付資料をもっと事前に提出するよう、知事等に求めていくことが必要 ・審議の充実を図るための必要な求めを知事等に対し適切に行っていくことが必要</p>
第5章 議会の運営等	(議会の運営の原則) 第15条 議会は、その権能及び機能を最大限に發揮しながら、合議制の機関としての審議の充実と能率的な運営に努めなければならない。	—	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由 ・理念的規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。</p> <p>○委員意見等 ・審議の充実には、審議時間の一層の確保が必要</p>
	(本会議) 第16条 定例会の回数については、京都府議会定例会条例（昭和31年京都府条例第23号）の定めるところによる。 2 定例会及び臨時会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、会議規則の定めるところによる。	—	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由 ・第1項は定例会条例との、第2項は会議規則との関係性を示すために定められた規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。</p>
	(委員会) 第17条 委員会は、府政の課題を的確に把握し、委員会の専門性と特性を生かした運営に努めるものとする。 2 常任委員会は、府政の課題、知事等による政策の形成、事務事業の執行の状況等に対応して機動的に開くものとする。 3 特別委員会は、府政の課題等に対応して必要がある場合に設置するものとする。	・常任委員会 ・特別委員会 ・委員会の政策提案 ・提言機能を高める手段・あり方の検討（H30年度議会改革の取組）	「4」	<p>○評価の理由 ・現行の委員会運営（5常任委員会と5特別委員会による運営）をもって、条例の求める運営は十分にできている。</p> <p>○委員意見等 ・常任委員会の「機動的」という点については、災害発生時の管内調査等が実施されており評価できる。 ・平成29年度からは、特別委員会については、その特性に応じた運営の見直しが行われております。 ・特別委員会が府政の課題等に対応して設置されているかどうかという点では、平成28年度までの関西広域連合特別委員会の設置による取組も評価できる。 ・常任委員会の数を6に戻すなどにより委員会の所管を縮小させ、審議時間を増やし、専門性を高めることが必要 ・特別委員会については、全議員が参加しているが、「必要がある場合に設置する」という規定に鑑み、もう少し規定内容に則したあり方の検討が必要 ・多様な評価があることに鑑み、府民への説明責任が果たせるよう留意することが必要</p>

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
 「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
 「その他」：評価になじまないなど

章区分等	条文	評価に係る府議会の活動実態	評価	評価の理由及び委員意見等
第5章 議会の運営等	(審議の充実) 第18条 議会は、議会が定める多様な方式による議員の質疑及び質問、審議に係る論点等を明確にするための議員相互による討論を行うこと等により、真摯な議論の展開及び審議の充実に努めなければならない。	・常任委員会 ・特別委員会 ・委員会の政策提案 ・提言機能を高める手段・あり方の検討（H30年度議会改革の取組）	「2」	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会における委員間の真摯な議論（委員間討議）は、ほとんど行われていないことから、不十分であり、努力が必要である。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の議会改革検討小委員会においては、議会改革の検討課題として、政策提案・提言機能を高めるための委員会のあり方の中で、委員間討議の必要性が検討されている現状あり。 ・委員間討議を妨げる事情もないので、会派としての意見だけでなく、個人としての意見も出していき、真摯な議論に努めていくべき。
	(議会の意思の発信) 第19条 議会は、意見書、決議等により、積極的に議会の意思を発信するものとする。	・意見書・決議の議決 ・国への意見書の提出・要望（議長）	「4」	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各会派で議論された中で議決され、積極的に発信することができていると評価でき、十分にできている。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もっと意見書等を出していけるよう、更に努力が必要 ・否決された意見書（案）・決議（案）も発信する努力が必要
	(調査研究) 第20条 議会は、議案及び知事等の事務に関する調査を行うほか、府政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究を行うものとする。	・常任委員会 ・特別委員会 ・管内外調査（常任委・特別委） ・海外調査 ・議員派遣による調査	「4」	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府議会の調査については、充実したものとなるように正副委員長等で協議され、災害時の調査や、海外調査の場合も含め、必要な調査を行うことができていると評価でき、十分にできている。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更に時宜に適った調査ができるよう努力が必要 ・時々の府政の中で、よりタイムリーに調査研究を行う努力が更に必要 ・海外調査の報告会を、より府民に開かれたものとなるよう工夫することが必要
	2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者、府民、議員等で構成する調査研究のための機関を設置することができる。 3 議員及び会派は、府政及び議会運営に関する課題の解決に資するための必要な調査研究の実施に努めるものとする。 4 議員及び会派は、調査研究その他の活動に資するために交付を受けた政務活動費の使途に関し、説明する責務を有する。	・実績なし —	「3」 その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績はないという指摘もあるが、専門的な調査研究の必要があると認めるときに設置できるという構えがあり、概ねできている。 <p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各議員・各会派それぞれごとに目的・目標は異なるので、府議会が評価主体となり、それぞれの個々の議員や会派、またそれらの総体について、条例の求める責務を果たせているかどうかを、評価することはなじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員一人一人が十分に条文の意義を理解し、努力し、府民に対する説明責任を果たしていくことが必要 ・会派についても同様

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
「その他」：評価になじまないなど

章区分等	条文	評価に係る府議会の活動実態	評価	評価の理由及び委員意見等
第6章 議会の活動の基盤	(議員の定数及び選挙区) 第21条 議員の定数及び選挙区については、京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例（昭和54年京都府条例第1号）の定めるところによる。 2 議会は、議員の定数及び選挙区に関して検討又は見直しを行う場合は、議会及び議員の活動を通じて府民の意思が府政に反映できることに配意するものとする。	—	その他 (評価になじまない)	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項は、議員定数条例との関係性を示すために定められた規定であり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・第2項は、議員定数・選挙区に係る検討・見直しの基本となる理念・考え方を規定したものであり、府議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。 ・規定内容そのものの見直し（再評価）も現時点では必要ない。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数・選挙区の検討・見直しは、多様な民意が反映できるものとなっているかどうかを足場にして、全会一致で決めていくことが大事である。
	(議会の機能の強化) 第22条 議会は、その権能を發揮し、及び発展させるため、議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不斷の見直しを行うものとする。	・議会改革の取組 (参考資料1 (p. 30～p. 40))	「4」	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府議会では、2期8年において、議会改革を不断の取組として実施し、着実な成果を出していることから、十分にできている。
	2 議会は、知事等の事務事業の執行状況等の点検、監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能について、会議における審議の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。	・委員会運営の申合せ等 ・I C T機器の活用試行 (H30～常任委・特別委)	「3」	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会運営のルールは、委員会における審議の充実を図るために工夫として決められ審議の充実を図っていること、またI C T機器の活用試行も評価でき、概ねできている。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議における審議の充実をいつそう図るためにどうすればよいのかについて、引き続き検討が必要 ・現状に鑑み審議時間を増やすことが審議の充実に必要 ・審議時間は重要であるが、限られた時間の中で審議できるよう工夫された委員会運営ルールの下でこそ審議の充実が図られる。
	3 議会は、他の地方議会等との連携を図りながら、その権能の発展及び機能の強化を図るための活動、研究等を行うものとする。	・全国議長会 ・13都道府県議長会 ・2府8県議会議長会 ・近畿6府県議員交流フォーラム ・海外議会との交流	「3」	<p>○評価の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国議長会の取組をはじめ、他の都道府県との連携・強化が図られていることや、関西広域連合においても議会間の連携を深めることができたり、概ねできている。 <p>○委員意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会間の連携の成果をどう生かしていくのかという点では課題あり。 ・市町村議会との連携を進めていくべきことが必要 ・海外の議会との連携をもう少し深めが必要

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
「その他」：評価になじまないなど

章区分等	条文	評価に係る府議会の活動実態	評価	評価の理由及び委員意見等
第6章 議会の活動の基盤	(議会事務局) 第23条 議会は、その権能の発揮及び機能の充実に向けた取組の強化並びに議会の活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織の体制整備に努めるものとする。	・課の再編（H28） ・広報広聴・国際交流等のための職員 ・係の新設（H28）	「3」	<p>○評価の理由 ・議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するための事務局体制という点では、概ねできている。</p> <p>○委員意見等 ・議会の権能の発揮及び機能の充実等、議会の機能の強化に資するための事務局体制としては不十分 ・府議会にはプロパー職員がいないが、府議会の活動をもっと活発にしていくには、事務局体制をある程度執行部から独立させて、人事交流をしていく形が必要</p>
	(議会図書館) 第24条 議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書館の充実に努めるものとする。	・議会図書館	「3」	<p>○評価の理由 ・現状の議会図書館の機能に問題はないので、概ねできている。</p> <p>○委員意見等 ・もう少し、積極的な活用を促し、議員力の向上につなげることが必要</p>
第7章 補則	(他の条例等との関係) 第25条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。	・議会例規	「3」	<p>○評価の理由 ・議会基本条例は尊重されており、特に問題はないので、概ねできている。</p>
	(条例の見直し) 第26条 議会は、社会情勢の変化、府民の意見等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。	・政策調整会議による検証（H30）	「3」	<p>○評価の理由 ・議会基本条例の検証の中で具体的に検討され、その結果に基づき所要の措置を講じられるという基本的な仕組みが機能しており、特に問題はないので、概ねできている。</p>

凡例：「4」「5」：十分にできている。（「5」は「達成度」が特に高い場合に選択）
 「3」：概ねできている／「2」：不十分であり、努力が必要／「1」：できていない。
 「その他」：評価になじまないなど

＜参考資料＞

資料 1 京都府議会における議会改革の取組状況等	3 0
資料 2 全国都道府県議会の議会基本条例での災害対応条項の 規定状況	4 1

京都府議会における議会改革の取組状況等

1 初期の取組〔平成11年度～17年度〕

検討組織〔年度〕	検討結果等
京都府議会21懇話会 (議長の私的懇談会(議運委員で構成)) 〔平成11年度〕	<ul style="list-style-type: none"> ・府議会への情報公開制度の導入(H11. 9定、H12. 4施行) ・予決特書面審査の直接傍聴の実施(H14年度～) ・常任・特別委員会のモニター視聴の実施(H14. 6～) ・本会議会議録、予決特総括質疑速記録のHP公開(H14. 6定～)
議会運営委員会 議会活性化のための研究会 〔平成15年度〕	<p>○活発な議会審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会での質問事前通告の廃止(H15. 6～) ・委員会審議の一問一答方式の導入(H15. 10～) ・参考人制度の積極的活用(H16. 2～) ・本会議での分割・分答方式の導入(H17. 9～) <p>○府民に身近な議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ常任委員会の実施(H15. 10～) ・議会棟ロビーへのPRコーナーの設置(H16. 4～) ・PRコーナーの「なんでもBOX」、HPの意見等提出サイトの設置(H16. 7～) ・インターネット議会中継の実施(H17. 2～) <p>○政策提言機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見書、決議、アピールの積極的な活用(H15. 5～) ・政策常任委員会の開催(H15. 8～) ・市町村議会正副議長との合同研修会の開催(H16. 2～) ・事務局政務調査室(⑯～政策法務室)の設置(H16. 4～) ・議会LANの整備(H16. 7～)
議会運営委員会 議会制度研究小委員会 〔平成17年度〕	<ul style="list-style-type: none"> ・議員・委員派遣の積極的な実施(H18. 4～) ・議員定数の見直し(H18. 9定)

2 前々期の取組 [平成19年度～22年度]

【議長諮問に基づく取組】

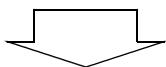
諮問項目 (H19. 6. 19)

- 議員活動に係る公費負担のあり方
- 議会の議決事項の拡大
- 常任委員会のあり方
- 特別委員会のあり方
- 議会の政策提言機能の強化
- 5月臨時会の持ち方

検討組織〔年度〕	検討結果等
議会運営委員会 府民に分かりやすい 議会のあり方検討分科会（計5回開催） 〔平成19年度〕	○政務調査費制度の見直し(条例改正H19.12定、H20.4施行) ○委員会審議の更なる公開 <ul style="list-style-type: none">・常任・特別委(H20.7～)、議運(H20.10～)の直接傍聴の実施・委員会記録のHP公開(H20.6～)
議会運営委員会 新たな議会運営のあり方検討分科会（計11回開催） 〔平成19年度〕	○議決事件の拡大等 <ul style="list-style-type: none">・基本計画議決条例、出資法人条例の制定(H20.2定) ○5月臨時会の持ち方 <ul style="list-style-type: none">・5月臨時会の毎年開催(H20.5～)
議会運営委員会 議会の政策提言機能強化検討分科会（計10回開催） 〔平成20年度〕	○議員提案による政策実現に向けたプロセスづくり <ul style="list-style-type: none">・議員提案政策条例の調整・検討手続の整備(H21.3～)・政策調整会議の設置(H21.5～) ○政策提言の具体化 <ul style="list-style-type: none">・予決特での指摘・要望事項の知事への提出(H21.3～)・「委員会活動のまとめ」の調製(H21.5～)
議会運営委員会 議会の活性化に向けた検討分科会（計6回開催） 〔平成20年度〕	○議会審議の更なる活性化 <ul style="list-style-type: none">・常任委員会の毎月開催(H21.1～)・出前議会の実施(H22.1)

【議長諮詢】(H21. 7. 9)

これまでの議会改革の取組を確固たるものとし、更に制度として発展させるための方策を求め、議長から議会運営委員会委員長に対して諮詢



○議会基本条例の検討・制定 (H21. 7～H22. 12)

これまでの議会改革の着実な実践や実績などを踏まえ、その基本的事項を総合的・体系的にとりまとめ（政策調整会議（計16回開催）において条例案を立案）

【その他の取組】

検討組織〔年度〕	検討結果等
京都府議会における公的負担のあり方検討会（計13回開催） 〔平成19年度〕	○会派運営費制度の見直しを提言(H20. 4～) ○政務調査費使途基準等運用マニュアルの策定(H20. 4～) ○費用弁償の検証、見直し(H20. 6～)
議会運営委員会 選挙区・定数等小委員会（計5回開催） 〔平成22年度〕	○選挙区・定数等の検討 ・市町合併に伴う選挙区の区域と定数を確定 ・定数について、1増3減と1増1減の2案を提示 ・平成22年9月定例会で定数条例を改正（1増3減）

3 前期の取組（前半2年間の取組〔平成23～24年度〕）

【議長諮問に基づく取組】

諮問項目

- I 議会基本条例の理念を踏まえた、これまでの議会改革の取組の効果と課題等の検証（H23. 7. 8）
- II 広報活動及び広聴活動の充実に関する取組の検討（H23. 12. 9）
- III 本会議及び委員会を通じて、予算及び決算の審査をさらに充実する方策の検討（H24. 7. 6）

検討組織〔年度〕	検討結果等
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計6回開催) 〔平成23年度〕	○諮問項目Iに関し、府議会の権限を最大限に發揮するための更なる改革に向けた課題として5つの観点から20項目を抽出(H23. 10) * 5つの観点 <ul style="list-style-type: none">・議会活動に関する議会の説明責務を果たすための広報活動の充実・府民の意思を府政に反映させるための広聴活動の充実・議会の政策提案機能の更なる発揮・執行機関に対する監視機能の更なる発揮・本会議・委員会における審議の充実
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計7回開催) 〔平成23年度〕	○諮問項目IIに関し、活字広報とHPの充実策、出前議会の運営のあり方を中心に検討し、活動の充実に向けた取組の方向を取りまとめ(H24. 3) <ul style="list-style-type: none">・広報広聴会議の設置(H24. 5～)・出前議会の弾力的な実施(H25. 1～) 24・25年度 各3回 26・27年度 各4回
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計12回開催) 〔平成24年度〕	○諮問項目IIIに関し、7つの論点に沿って課題の解決策を検討し、検討の内容・結果を取りまとめ(H25. 3)

【その他の取組】

検討組織〔年度〕	検討結果等
議会運営委員会 〔平成23年度〕	○議員報酬を1年間月7万円減額(H23.11～H24.10) ・東日本大震災の復興支援施策の財源として拠出 ○予決特総括質疑の直接傍聴の実施(H23.11～)
議会運営委員会 〔平成24年度〕	○議員報酬の月7万円減額を継続(H24.11～25.3) ・東日本大震災の復興支援施策の財源として拠出
政策調整会議 〔平成24年度〕	○京都府歯と口の健康づくり条例の検討・制定(H24.7～H24.12)（計10回開催）
議会運営委員会 政務活動費検討小委員会 （計5回開催） 〔平成24年度〕	○政務活動費条例制定に向けた内容の検討 ・「京都府政務調査費の交付に関する条例」を全部改正し、「京都府政務活動費の交付に関する条例」を制定(H24.12)
広報広聴会議 〔平成24・25年度〕	○府議会ホームページの全面リニューアル(H25.5) ○「京都府議会だより」発行(H25.5～)

4 前期の取組（後半2年間の取組〔平成25～26年度〕）

検討組織〔年度〕	検討結果等
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計6回開催) 〔平成25年度〕	○決算審査の充実に関する検討 ＊決算審議の9月定例会への前倒しに向けた具体策（審議方法・審議日程等）を検討(H25.7) ・決算審査の前倒し実施(H25.9定～)
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計5回開催) 〔平成25年度〕	○当初予算審議の充実に関する検討 ＊決算審議の前倒しの効果を予算審議につなげる方策を検討(H25.10) ・決算審査を踏まえた『意見・提言』に対する措置状況報告書の提出(H26.2～) ・当初予算編成方針の説明聴取 ・当初予算提案時の施政方針演説の実施
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計7回開催) 〔平成25年度〕	○補正予算審議の充実に関する検討 ＊補正予算の分割付託の解消方策、知事選挙実施年度における予算の審議方法を検討(H26.2) ・予算特別委員会の通年設置(H26.5～)
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計4回開催) 〔平成25年度〕	○公選法改正に伴う京都府議会議員の選挙区のあり方に関する検討〔選挙区の名称・区域の表記方法を確認〕 ＊1年間の小委員会における検討結果とその成果、今後の課題として示された委員の意見を取りまとめ(H26.5)
政策調整会議 〔平成25・26年度〕	○京都府交通安全基本条例の検討・制定(H25.10～H26.9) (計24回開催)
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計7回開催) 〔平成26年度〕	○選挙区・定数等の検討 ＊意見の一一致をみず表明された意見を取りまとめ(H26.9) ・平成26年9月定例会で定数条例を改正 (1増1減、選挙区の区域の表記の変更)
広報広聴会議 〔平成26年度〕	○インターネット中継システム機器の更新（デジタル化）(H26年度～) ○テレビ広報番組の見直し案の検討

【その他の取組】

検討組織〔年度〕	検討結果等
議会運営委員会 〔平成25年度〕	○議長定例記者会見の開催(H25.6定終了後～)

5 今期の取組（前半2年間の取組〔平成27～28年度〕）

【議長諮問に基づく取組】

諮問項目（H27.7.6）

- ① 大規模災害時に議会の役割を果たすための府議会活動指針の策定
- ② 政策提案機能や監視機能の更なる充実のための本会議の質問質疑や常任・特別委員会のあり方
- ③ 審議の状況をより理解していただくための府民にわかりやすい議会運営のあり方

検討組織〔年度〕	検討結果等
議会運営委員会 〔平成27年度〕	○諮問項目③に関する検討 ＊議事進行の明確化に向けた議事日程の見直し・本会議再開時刻の告知、審議の効率化に向けた意見書・決議の採決の取扱いの見直し等を取りまとめ(H27.11) ・平成27年12月定例会から検討結果に沿って見直し
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計11回開催) 〔平成27年度〕	○諮問項目①に関する検討 ＊大規模災害時における議会の役割を果たすための京都府議会活動指針の策定(H27.12)
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計10回開催) 〔平成28年度〕	○諮問項目②に関する検討 ＊本会議、委員会のあり方等を全般的に点検し、次の3項目を提言 a 特別委員会のテーマ選定のあり方 b 常任委員会の管外調査の実施時期の見直し c 議場等における補助的な機器の使用等
理事調整会議 〔平成28年度〕	○提言項目bに関する検討 ・平成29年度から、1月の管外を取りやめ、7月の管内を管外に振り替え、委員会の裁量により閉会中の常任委員会と管内を効果的に組み合わせて実施(H29.3)
理事調整会議 政策調整会議 (計6回開催) 〔平成28年度〕	○提言項目aに関する検討 ・試験的に、政策調整会議において、理事調整会議が示す前提条件に沿って、平成29年度の特別委員会のテーマ(所管事項)の検討を行い、理事調整会議において、その結果を踏まえ具体案を作成

【その他の取組】

検討組織〔年度〕	検討結果等
議会運営委員会 〔平成27・28年度〕	○地方自治法に基づく知事専決委任事項の見直し(H28.3) ○代表質問等のテレビ中継への手話通訳の導入(H28.6～) ○子ども連れの傍聴者への託児サービスの実施(H28.6～) ○本会議代表質問の議場外（舞鶴市）での開催(H28.9)
広報広聴会議 〔平成27・28年度〕	○テレビ広報番組「府議会cafe京都」の開始(H27.9～) ○「京都府議会だより」のリニューアル(H27.9～) ○府内高校・大学・短大への「京都府議会だより」の配付 (H28.9～) ○大学生との座談会の開催(H28.12)

6 今期の取組（後半2年間の取組〔平成29～30年度〕）

【議長諮問に基づく取組】

諮問項目（H29.7.3）

- ① 選挙権年齢の引下げに応じた、未来を担う若者にとって府議会を身近なものとする広報広聴活動の実施検討
- ② 府民の期待や情報化等の社会の進展に応じた、政策提案・提言機能を一層高める取組の実施検討
- ③ 政務活動費の役割をより府民に理解していただくため、政務活動費の成果・使途に関する府民への情報の提供のあり方の検討

検討組織〔年度〕	検討結果等
広報広聴会議 〔平成29年度〕	<p>○諮問項目①に関する検討</p> <p>*高校生等若者参加型の広報広聴活動</p> <ul style="list-style-type: none">・お出かけ広報広聴会議の実施（平29.11.10（於：園部高校））・出前高校生議会の実施（平30.7～） <p>*SNSによる情報発信</p> <ul style="list-style-type: none">・Facebook・Twitterの府議会公式アカウントの運営（H29.11～）
議会運営委員会 議会改革検討小委員会 (計17回開催) 議会運営委員会 議会改革検討小委員会 作業部会 (計10回開催) 〔平成29・30年度〕	<p>○諮問項目②に関する検討</p> <p>*政策調整会議の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none">・政策調整会議の目的拡大（政策条例の調査研究機能の追加）（平30.5臨～）・政策調整会議による議会基本条例の検証（平30.6～） <p>*委員会の政策提案・提言機能を高める手段・あり方について、具体的な実施方法などを、議会改革検討小委員会で検討（平30.6～）</p> <p>*委員会のICT活用の試行（情報化に関する技術的な事項は、作業部会を設置し、調査研究）</p> <ul style="list-style-type: none">・希望する議員が、議員活動に使用している情報端末を委員会の審議に活用（試行）（平30.6～）・試行結果については、議会改革検討小委員会作業部会で検証中（平30.7～）

理事調整会議 [平成29・30年度]	<ul style="list-style-type: none"> ○諮問項目③に関する検討 *領収書の写し等、議会図書館で閲覧可能な全ての提出書類のインターネット公開を義務付ける「政務活動費の交付に関する条例」の一部改正（平30.2定例会で可決・成立。平30年度分から適用） *その他使途の一層の透明化・適正化、支出の適正化を担保する仕組みの強化等のための「運用マニュアル」の改正（平30年度分から適用）
-----------------------	---

【その他の取組】

検討組織〔年度〕	検討結果等
政策調整会議 [平成30年度]	<ul style="list-style-type: none"> ○議会基本条例の検証（平30.6～） ○京都府宇治茶新条例（仮称）の検討(H30.9～)
広報広聴会議 [平成29・30年度]	<ul style="list-style-type: none"> ○お出かけ広報広聴会議の実施（平29.11） ○大学生との座談会の開催(H29.12) ○夏休み親子で議会探検の実施（平30.7） ○出前高校生議会の実施（平30.7～）

資料2

全国都道府県議会の議会基本条例での災害対応条項の規定状況

＜議会基本条例の制定による災害対応条項の規定状況＞

条例制定 年度	制定団体数 (議会名)	うち、災害対応条項を規 定 (注)
H30	なし	—
H29	1 (富山)	1 (富山)
H28	1 (山梨)	1 (山梨)
H27	なし	—
H26	1 (山形)	1 (山形)
H25	4 (愛知、青森、福井、滋賀)	0
H24	5 (鳥取、宮崎、茨城、岡山、徳島)	3 (宮崎、茨城、徳島)
H18～H23	20 (京都ほか)	1 (北海道)

- (注) • 北海道 (H21. 7制定) の災害対応規定は、委員会の現地開催規定であり、災害対応のためだけでなく、地域課題調査の場合も含めて規定されたもの
- 災害対応単独の一般規定としては、宮崎県が初 (H24. 7制定)

＜議会基本条例の改正による災害対応条項の規定状況＞

条例改正 年度	改正団体数 (議会名 : 条例制定時期等)	うち、災害対応条項 を基本条例に規定す るための改正 (注)
H30	2 〔三重 : H18. 12制定<全国初> 愛媛 : H23. 3制定<全国16番目>〕	2 (三重、愛媛)
H29	1 (岩手 : H20. 12制定<全国3番目>)	1 (岩手)

- (注) 議会基本条例の改正については、政務活動費制度の創設 (H25. 3) に伴う改正 (京都府議会でも改正) 以降は、上記の災害対応条項を定めるための改正のみが行われている。